

食安輸発0510第4号
平成23年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産冷凍カットマンゴー)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年5月10日付け食安輸発0510第3号）によりお知らせしたところです。

今般、タイ政府において残留農薬管理対策が講じられたことから、タイ産冷凍カットマンゴーについては、別途示す登録製造者で製造されたものについて、プロピコナゾールの検査命令を免除し、併せて別途指示するタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されたものについては、クロルピリホスの検査命令を免除し、通常の監視体制にすることとしたので、同通知の別表23を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。